

食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
改正食品表示法第 10 条の 2 第 1 項に規定する「食品の回収の届出」の主体は食品関連事業者としている。届出先については販売者の本社を所管する自治体に届出をするような説明がされているが、国内製造品に関しては、製造所を所管する都道府県等に届出すべきである。本社が集中している自治体は限られており業務負担は相当であるとともに、製造所がないため使用実態の把握も困難であり、使用実態に即した改善指導も製造所を所管する自治体に依頼することとなり二度手間である。	食品の回収の届出は、場合によっては食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）第 6 条第 8 項の規定による命令の端緒となる可能性もあるところ、当該命令に関する事務は、食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成 27 年政令第 68 号）第 7 条第 1 項第 3 号において、当該命令に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に委任されていることから、食品の回収の届出に係る事務についても、同様に行っていただくものです。なお、頂いた御意見は、自主回収届出制度を運用する上で、参考とさせていただきます。
食品表示法に基づくリコールについては、発生原因と対策について、製造者、輸入者を所管する自治体が把握し、指導する必要がある。 そのため、届出義務者である食品関連事業者等は「製造者、輸入者」とし、各々を所管する自治体（食品製造者にあつては製造所）に届出することとしていただきたい。	
「食品の回収の届出」の主体は食品関連事業者とし、届出先については販売者の本社を所管する自治体に届出をするような説明がされているが、国内製造品に関しては、製造所を所管する都道府県等に届出すべきである。本社が集中している自治体は限られており業務負担は相当であるとともに、製造所がないため使用実態の把握も困難であり、使用実態に即した改善指導も製造所を所管する自治体に依頼することとなり二度手間である。	
食品表示法における食品リコール情報の届出義務者は、食品関連事業者等と定められているが、食品表示基準違反となるアレルギーや消費期限などの欠落や誤表示に関する情報は、リコール対象品を製造した製造者及び輸入者（食品衛生法における営業者）が最もよく理解している。	（頂いた御意見は、今回の意見募集の対象ではございませんが、）食品の表示は、リコール対象品を製造した製造者及びリコール対象品の輸入者のみが行うとは限らないことから、加工業者、販売業者等を網羅的に含めた表示内容に責任を有する食品表示法第 2 条で規定する食品関連事業者等を届出者と規定し

しかし、製造者や輸入者以外の食品関連事業者が届出を行う場合、都道府県等が情報を得ようとしても速やかに情報が得られない場合が懸念される。 食品衛生法におけるリコール情報の報告義務者は営業者であり、食品の製造に直接携わっているものに、報告の義務を課している。 都道府県等に届出先を委任するにあたり、食品表示法においても食品衛生法と同様に、リコール対象品に関する情報を最も理解している、製造者及び輸入者を含む営業者が食品関連事業者として優先的に報告の義務を課すよう求める。	ています。なお、頂いた御意見は、自主回収届出制度を運用する上で、参考とさせていただきます。
届出から公表までをシステムで一体的に管理するとの説明がされているが、消費者庁に直接届出する方法にならないのはなぜか。事業者が都道府県に届出した上で、システムにも入れるのであれば二度手間である。	食品表示法における食品の自主回収の届出については、自主回収情報の一元化の観点から食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）における届出と同様に、電子情報システムを用いて行っていただく予定です。
食品システムが稼動することを考慮すれば、消費者庁へ直接届け出るということも良いのではないかと考える。	自主回収対象となる、食品表示法「第六条第八項の内閣府令で定める事項」については、場合により、命令等の措置対象となる可能性もあることから、その権限が委任されている都道府県等が確実に当該情報を把握する必要があること、また、都道府県等に迅速に情報が入ること、地域の実情に精通した迅速かつ効率的・効果的な食品関連事業者等への食品表示の指導に役立てていただくことができると考えています。
地方公共団体が受理した書類は、原本又は謄本が上位の地方公共団体や国に提出されるべきであるので、その確保は行ってほしい（地方公共団体であった食品回収の事態について、国がその資料を入手しないなどというのは問題である）。	
受理についてであれば、特段問題無いと思われるので、基本的に賛成である。	御意見ありがとうございます。